

一般名処方に関するお知らせ

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。特定の医薬品が不足した場合であっても、一般名処方により必要な医薬品が提供しやすくなります。また、患者様が一般名処方の処方箋から長期収載品へ変更を希望した場合「選定療養」の対象となり患者様の特別負担が発生します。

【対象となる医薬品】

後発医薬品の上市後 5 年以上経過した長期収載品（準先発品を含む）

後発医薬品の置換率が 50%以上となった長期収載品（準先発品を含む）

【自己負担額】

後発医薬品の最高価格帯との価格差の 4 分の 1

※医療上の必要性により医師が一般名処方（後発医薬品への変更不可）をした場合や、後発医薬品を提供することが困難な場合、バイオ医薬品については選定療養費の対象外です。詳細については、厚生労働省の HP でご確認ください。